

文化ホールを利用する方へ

☆文化ホールを利用できる時間は？

午前の部：9時00分～12時00分

午後の部：13時00分～17時00分

全 日：9時00分～21時30分

※準備、後片付けの時間も利用時間に含みます。

☆休館日は？

毎週月曜日（当日が「国民の祝日」に当たるときはその翌日）、年末年始

☆文化ホールを予約するには？

①Web 予約

行田市公共施設予約 Web サイト

②電話予約・窓口予約

利用月12ヶ月前の1日（休館の場合は月の開館初日）



利用希望の月	仮予約できる日（①②共通）
4月	前年の4月1日～受付開始
5月	前年の5月1日～受付開始
∫	∫
11月	前年の11月1日～受付開始
12月	前年の12月1日～受付開始

※Web 登録団体のみ、13ヶ月前の予約抽選受付に申し込みができます。

利用希望の月	予約抽選受付のできる期間
4月	前年の3月10日～25日（抽選結果：3月26日）
5月	前年の4月10日～25日（抽選結果：4月26日）
∫	∫
11月	前年の10月10日～25日（抽選結果：10月26日）
12月	前年の11月10日～25日（抽選結果：11月26日）

☆利用料金はどのくらい？

- ・文化ホール使用料
- ・付属設備使用料（催し物で使用した備品等）



（教育文化センターみらいHP）

※ご利用の1か月前までに、舞台業者との打ち合わせを行ってください。

利用料金の支払いには、キャッシュレス決済（PayPay）もご利用できます。

☆利用についての注意事項

- ・主催者は遵守事項に従って文化ホールをご利用ください。
- ・主催者は文化ホールを使用することによって生じた事故の管理責任がありますので、事故防止対策をお願いします。
- ・文化ホールの安全利用のため、利用日 1 か月前までに「行田市教育文化センター文化ホール利用申請書」と併せて「催物開催届出書」、「保安要員届出書」の提出をお願いします。開催規模によっては、その他必要な資料の提出を求めることがあります。
- ・文化ホールの定員は 501 名ですので、定員を超えた入場はしないようお願いします。
- ・講演当日、保安要員の係の方を所定の位置に必要な人員を配置してください。また、利用当日までに、「保安要員の心得」をお読みいただき、保安係・救護係・駐車場係それぞれの任務を理解してください。
- ・もし、火災・地震・その他予期しない非常事態が発生したときは、直ちに職員の指示に従い、保安要員を観客等の避難誘導に当たらせてください。
- ・ポスター・チラシ等には、必ず主催者の連絡先等を明記してください。

☆保安要員の心得

- 1 催物主催者の管理責任に手落ちのないようホール内外の観客、参会者等の警備にあたり、その秩序を保ってホールの安全利用を図ることが保安要員の任務です。
- 2 保安要員は次の3係です。それぞれの任務は概ね次のとおりです。
 - 保安係
 - ・開場前の観客等の整列体制の指導整理と割り込みの防止
 - ・開場時の整列者の分割誘導
 - ・観客等が入場したのちはホール内の警備と子供・高齢者の事故防止
 - ・初期消火を行う
 - ・非常事態が発生したときは、観客等の避難誘導
 - 救護係
 - ・急病人、負傷者等の救護
 - 駐車場係
 - ・構内に入出入りする自転車、自動車の誘導と事故防止
- 3 観客等の安全を確保する立場から、職員が保安要員に対して直接指示することがあります。その場合は、その指示に従ってください。



【問い合わせ先】
行田市教育文化センターみらい
TEL 048-556-2649
FAX 048-553-5760

〈令和7年6月作成〉

